

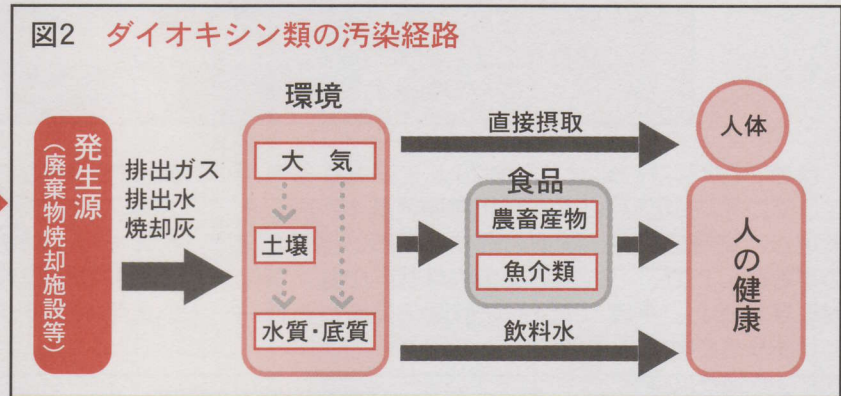
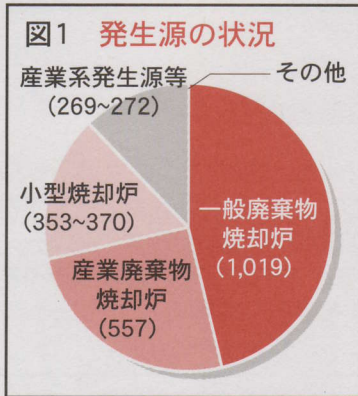
# 1

## ダイオキシン類について

### (1) ダイオキシン類の発生源や人体への摂取経路

ダイオキシン類<sup>\*1</sup>は、非常に有害な性質<sup>\*2</sup>を持っており、その発生源は廃棄物をはじめとする「もの」の燃焼や塩素を使用する製造工程から、「非意図的」<sup>\*3</sup>に生成することが判っています（図1）。その後、環

境中へと排出されたダイオキシン類は、大気や土壌、河川等の水、魚介類等の生物を経て、主に食物に含まれて人の体内に取り込まれ、健康への影響を生じるといわれています（図2）。



平成12年における推計排出量 (g-TEQ/年) (環境省)

☞ 発生源について (→ 3ページ)、大気について (→ 10、12~13ページ)、水質について (→ 10、14~15ページ)、地下水について (→ 10、16ページ)、土壌について (→ 11、17ページ)、食品について (→ 18~19ページ)、飲料水について (→ 19ページ)

### (2) 対策の基本となる基準

平成11年7月に成立公布された「ダイオキシン法」では、人が生涯にわたり取り込んでも健康に対する有害な影響が現れないと判断される一日当たりの平均的な摂取量を求め、この数値を体重1kg当たりの量に換算した数値として、TDI (耐容一日摂取量)<sup>\*4</sup>を定めることとしています。(→ 28ページ)

ダイオキシン対策は、このTDIを基本として、人の摂取量がこの数値のレベルを下回るように進めることとなっており、そのために達成することが望ま

しい大気や水質等の環境媒体中に含まれるダイオキシン類の量について、それぞれ「環境基準」が定められています。

したがって、国や県等の行政機関が行う様々なダイオキシン対策においては、基本となるこれらの数値レベルを達成するように、発生源対策や環境汚染状況の調査測定等の対策を進めることとなっています（図3）。

### 図3 ダイオキシン対策の基本となる基準



\*1 ダイオキシンとその仲間、ダイオキシン法によって、「ダイオキシン類」と呼ぶこととなっています。(→ 28ページ)

\*2 慢性毒性や発がん性が確認されているほか、動物実験による催奇形性、環境ホルモンとしての作用が指摘されています。(→ 28ページ)

\*3 製造工程等において、生成することを目的としていないにもかかわらず、反応工程等の条件によって副産物として生成してしまうこと。

\*4 TDIについては、より低い数値に向けて、現在も検討が行われています。